

第 1 8 次東京都消費生活対策審議会  
総 会（第 1 回）  
議 事 録

平成 1 5 年 9 月 1 6 日（火）  
都庁第一本庁舎42階特別会議室 A

午前10時30分開会

消費生活部長 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから第18次東京都消費生活対策審議会第1回総会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を担当しております、生活文化局消費生活部長の高田と申します。よろしくお願い申し上げます。

皆様方には、本審議会委員のご就任につきましてご承諾をいただき、また、本日は大変お忙しい中をご出席くださいまして誠にありがとうございます。本来ですと、お一人おひとりに委任状をお渡し申し上げるべきところでございますけれども、時間の関係もございまして、お手元に委任状を置かせていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいま、ご出席をいただいております委員の方は22名、委任状を2通いただいております。東京都消費生活対策審議会要綱第6の1に定めます、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は都のホームページ等に掲載して公表させていただいております。本日は第1回総会でございますので、会長の選出を後ほどお願いする予定でございますが、それまでの間、進行役を務めさせていただきます。

はじめに、委員の皆様並びに幹事のご紹介をさせていただきます。

委員名簿はお手元に配付してございます。五十音順に記載しておりますが、本日はこの名簿に従いましてご着席をいただいております。それでは、委員の皆様をご紹介申し上げます。

秋本洋子委員でございます。

池山恭子委員でございます。

大村敦志委員でございます。

河西のぶみ委員でございます。

梶山皓委員でございます。

後藤巻則委員でございます。

齋藤雅弘委員でございます。

桜井良之助委員でございます。

迫田朋子委員でございます。

佐野真理子委員でございます。

須古邦子委員でございます。

鈴木深雪委員でございます。

鈴木善統委員でございます。

曾根はじめ委員でございます。

高橋滋委員でございます。

原早苗委員でございます。

平野裕之委員でございます。

平林英勝委員でございます。

松本恒雄委員でございます。

丸山絵美子委員でございます。

三原將嗣委員でございます。

御船美智子委員でございます。

矢島千秋委員は、ご出席のご返事をいただいておりますが、ご到着次第、ご紹介をさせていただきます。

芝原純委員、原田平委員は、本日はご欠席でございます。

次に、審議会の幹事及び書記につきましては、資料2の名簿の配付をもって紹介にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、次に会長の選出をお願いしたいと存じます。

審議会運営要綱第4の1によりますと、会長は、審議会に属する委員のうちから互選となっております。ご意見をちょうだいしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

後藤委員 松本先生に会長をぜひお引き受けいただきたいと思います。理由は、条例改正をはじめとして中心にご活躍なさっておられるということをお願いしたいと思います。

池山委員 後藤委員の推薦に賛同いたします。私たち消費者団体も松本先生にはこれまでずっとお知恵を借りたりご助言をいただいたり、今後もそういうことがあると思うのですけれども、そういう意味においても、この消対審のところで、松本先生にぜひ会長になっていただきたいと推薦いたします。

消費生活部長 ありがとうございます。ただいま、後藤委員、池山委員から、松本委員を会長にという推薦がございましたが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

消費生活部長 ありがとうございます。松本委員が会長に選出されました。

それでは、松本会長、どうぞよろしく願い申し上げます。会長席へお移りいただきたいと存じます。

(松本委員、会長席へ移動)

消費生活部長 それでは、恐縮でございますが、会長からご挨拶をいただきたいと思えます。

松本会長 ただいま会長にご指名をいただきました一橋大学の松本でございます。本日お配りいただいております「消費生活条例と私たち」にさまざまな資料が載っております。東京都の消費者行政の歴史、消対審の第1次から今までにどのようなことを議論してきたかということが書いてあります。第1次の消対審は、昭和36年、1961年に発足しているようで、今から四十数年前ですから、私はまだ小学生だったころだと思います。それ以来、さまざまな事柄について東京都の消費者行政を引っ張り、また、それが日本全体の消費者行政に大きなインパクトを与えてきたものだと思います。

私自身は、比較的最近、13次くらいから関与していたかと思えます。最近10年程度しか関係していないのですけれども、その中でも、条例改正をはじめさまざまな積極的な答申をまとめてまいりました。18次の会長として、今までのこのような消対審の先駆的な役割を引き続き維持しながら、さらに21世紀においてどのような事柄が東京都の消費者行政にとって望ましいかにつままして、皆様とともに議論していきたいと思えます。どうぞこれから2年間ご協力をよろしく願いいたします。

消費生活部長 ありがとうございます。

それでは、以後の審議会進行を会長にお願い申し上げます。

松本会長 それでは、最初に会長代理を指名したいと思います。審議会の運営要綱の第4の3に、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」となっておりますので、私から指名させていただきたいと思えます。

長年、学識経験者委員として審議会で活躍されてこられました齋藤雅弘委員に会長代理をお願いしたいと思います。

どうぞお願いいたします。

(齋藤委員、会長代理席へ移動)

松本会長 それでは、早速ですが、齋藤会長代理から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

齋藤会長代理 ご指名をいただきました齋藤でございます。会長のお話にもありましたけれども、この審議会はこれまでの歴史も長く、重要な仕事を次々とこなしてきたということでございます。会長代理というのは、「会長に事故があるときは」ということですが、事故はないと思いますので、会長をお助けして、皆様方の審議の実を上げるための裏方の役割を果たすと自覚しておりますので、ぜひ皆様方のご協力をいただきたいと思います。どうもありがとうございます。

松本会長 それでは、本日は第1回総会ということで、当審議会に対して知事から諮問がございます。なお、知事は所要により欠席されるため、福永副知事から諮問をお受けいたしたいと思っております。

(諮問文手交)

松本会長 ただいまお受けいたしました諮問につきまして、事務局から朗読していただきます。諮問文の写しはあらかじめ配付してありますので、どうぞご覧ください。

消費生活部長 資料3をご覧くださいと存じます。

朗読させていただきます。

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45上の規定に基づき、下記の事項について  
諮問する。

平成15年9月16日

東京都知事 石原 慎太郎

記

東京都消費生活条例に基づく保証表示のありかた及び指定する商品等  
の見直しについて

以上でございます。

松本会長 それでは、ここで福永副知事からご挨拶をいただきたいと思います。

福永副知事 皆様おはようございます。副知事の福永でございます。第18次東京都消費生活対策審議会への諮問に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

委員の皆様方には、このたび本審議会委員への就任をご快諾いただくとともに、本日は大変お忙しい中、かつまた早朝からご出席を賜りまして、心から御礼を申し上げたいと思

います。また、昨年は、第17次審議会から答申をいただきました不適正な取引行為禁止規定の見直し、悪質事業者への厳正な行政措置の迅速化など、全国に先駆けまして東京都消費生活条例に盛り込むことができました。これも、本審議会で十分ご審議をいただいた賜物として深く感謝申し上げたいと存じます。

さて、皆様すでにご案内のとおり、消費生活条例は、昭和50年の制定以来、全国の消費者行政の先導役を果たしてまいりました。その意味で高い評価をいただいているところでございます。消費者行政を取り巻く社会経済の変化は激しさを増しておりまして、次々とあらわれる新たな問題に対しまして、効果的に対策を講じていくためには、消費生活条例の基本的な考え方につきましても、絶えず状況に則した見直しを図っていくことが必要となっております。

最近の状況を見ても、消費者が商品を選択するときに、必要な情報がすぐわかることから、商品につけられた表示への期待が一層高まってきていること、商品あるいは食品の偽装表示の発覚が相次ぎまして、商品に付いている表示に対して、果たしてそのまま信じていいのかわからない不信に思うという、憂慮しなければならない状況がございまして、消費者の方々からもそのような声が大きく寄せられております。

都民の皆様が正確な情報のもとで安心して商品やサービス等を選択することができるような表示が求められているわけでございます。今回は保証表示のあり方について、商品の流通実態、あるいは、消費者の行動の変化等につきましても、ご見識の深い委員の皆様方へぜひお考えをいただき、考え方をまとめていただきたいと思いますところでございます。

都民の皆様には、健康で安全かつ豊かな生活を送っていただくために、専門であられる委員の皆様には十分ご審議をいただくことが必要でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

松本会長 どうもありがとうございました。

なお、副知事並びに生活文化局長のお2人は、所用のため退席をされます。

(副知事及び生活文化局長、退席)

松本会長 続きまして、諮問事項の趣旨説明を事務局からお願いいたします。

調整担当課長 それでは、資料3の裏面をご覧ください。これを読み上げましてご説明いたします。

## 諮問の趣旨

東京都では、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品又はサービスを購入することにあたり、その保証の内容について正確な情報を得ることができるよう、商品等を指定し、事業者が保証表示を行う場合の必要な表示事項・方法等を定めている。

昭和50年の条例施行以来これまで必要に応じて商品等の指定を行ってきたが、消費者をとりまく社会経済状況が大きく変化し、商品等の多様化や複雑化が一層進む中で、流通実態や消費行動の変化等も踏まえ、保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しについて、検討審議を諮問するものである。

以上でございます。

松本会長 それでは、この諮問事項につきまして、検討スケジュールを事務局としてどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

消費生活部長 平成16年、来年2月ごろになりますが、その時点で中間報告をお願いしたいと存じております。また、5月には最終答申をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

松本会長 ただいまの事務局としてのスケジュールに従って審議の進め方についてお諮りしたいと思います。

今回の諮問は、保証表示ということで、かなり専門的な事項を短期間に集中的に審議し、答申することになると思います。消対審は総会中心主義ということをごこずっと維持しておりますが、総会を何度も開いてそこで審議を重ねることはなかなか難しいことでもあります。そこで、東京都消費生活条例の第45条9項で、審議するために必要があるときは部会を置くことができるという規定がございますので、これに基づきまして、部会が中心となって審議を行ってはいかがかと思えます。

さらに、専門的な検討も要する場合は、審議会の運営要綱第8の4により、小部会を設置し審議する規定がありますので、さらに具体的な細かい作業は小部会をつくって行ってはいかがかと思えます。そして、小部会及び部会での審議結果を総会においてご報告をいただき、最終的な結論は総会で審議して決定するという進め方にしてはいかがかと存じます。

す。

ただいま申し上げましたような方法で審議を進めることにつきまして、ご賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 それでは、部会と小部会を設置して審議を進めることといたします。  
設置する部会及び小部会の名称についてですが、私にご一任いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 それでは、今回の諮問事項につきまして、部会といたしましては「保証表示部会」、小部会も同じく「保証表示小部会」という名称で設置することにさせていただきたいと思えます。

次に、部会及び小部会に参加してご審議をお願いする委員及びその部会長、小部会長の選任に入ります。部会の委員及び部会長につきましては、審議会の運営要綱第7の1及び2により、会長が指名することになっております。現在、私のほうで考えさせていただいた部会委員及び小部会委員の案を配付させていただいておりますので、それをご覧ください。

左側に保証表示部会の委員として11名、右側に小部会の委員として5名のお名前を挙げさせていただいております。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 それでは、各委員の皆様方、よろしく願いいたします。

次に、部会長及び小部会長ですが、部会長には後藤巻則委員、小部会長には鈴木深雪委員にお引き受けいただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 それでは、後藤部会長、鈴木小部会長から、一言ずつご挨拶をいただきたいと思えます。

後藤委員(保証表示部会長) 今回は保証表示を扱うという非常に重要な問題で重責ですけれども、しっかり部会長として務めたいと思えます。よろしく願いいたします。

鈴木(深)委員(保証表示小部会長) 会長や会長代理からお話ございましたように、これまで重要な役割を果たしてきたこの審議会の原案を作成することに対して、非常に責任の重さを感じております。保証書の実態や消費者の必要性を勉強させていただきまして、消費者のニーズに十分添えるような保証書の見直しを効率的に審議して原案を作成したい

と思っておりますので、よろしく願いいたします。

松本会長 どうもありがとうございました。ただいま決まりました部会構成等につきまして、本日欠席されております委員の方々には、事務局からご連絡をお願いしたいと存じます。

続きまして、諮問事項についての意見交換に移りたいと思います。

まず、保証の問題はなかなか細かいところもございますので、意見交換を行います前に、保証表示についての消費生活条例の規定、指定商品、表示事項等の概要を事務局からご説明いただきたいと思います。

取引指導課長 保証表示の概要でございますが、資料5をご覧ください。タイトルが「保証表示の概要」となっている資料でございます。

まず、東京都消費生活条例では、六つの消費者の権利を明示しております。その権利の一つとして「適正な表示を行わせる権利」がございます。資料には書いてございませんが、この消費者の「適正な表示を行わせる権利」を確保するために、東京都の条例では、表示などの適正化に関しまして、条例の第15条から第20条で幾つかの表示について規定しております。例えば商品の購入の際に価格比較を容易にする 100 g 当たり何円というような単位当たりの価格表示についても規定しておりまして、その対象となる品目については、前回の17次の消費対策審議会で諮問し、答申をいただいているところでございます。

今回の18次の消費対策審議会では、表示の関係で、資料の下段に示してございます消費生活条例第17条の「品質などの保証表示」について諮問しております。これは、消費者にとって保証内容をわかりやすく正確にするために、知事が指定する商品・サービスについて事業者が保証書などにより保証する場合に、必要な事項の表示を事業者に義務付けたものでございまして、現在、電気洗濯機や電話機など62品目について商品を指定してございます。

この保証表示の指定品目を1枚の表にまとめたものがございます。お手数ではございますが、お手元にお配りしました冊子の「消費生活条例と私たち」をご覧ください。この冊子の33ページに表がございます。ご覧のように、昭和53年に電気洗濯機から始まりまして、直近では、この表の中段よりやや上のあたり、家電製品の区分の一番下、電気衣類乾燥機、空気清浄機の2品目につきまして指定し、平成9年1月から施行しておりまして、現在62品目の商品を指定してございます。

また、この33ページの資料の右側をご覧くださいますと、具体的に保証書に表示すべき

事項として、品名及び型名、保証責任者の氏名または名称、住所及び電話番号から始まりまして、一番下の法的責任まで11の事項について定めております。今回の諮問では、この指定する商品についての追加や削除等の見直しをお願いするとともに、表示すべき事項が果たしてこのままでいいのかということを含めて、保証表示のあり方そのものについてもご検討いただきたいと存じております。保証表示の概要についての説明は以上でございます。

松本会長 それでは、ただいまのご説明、お手元の資料に基づきまして、諮問事項についてご質問やご意見がごありかと思っております。どうぞご発言ください。

齋藤会長代理 議論の整理のために教えていただきたいのですが、この条例の場合には、いわゆるメーカーの保証表示だけを対象にしているのか。最近では、販売店も保証書を出したりするケースがありますが、それも当然対象と考えられておられるのか。条例ができた当時は、販売店が自ら保証書を出すなどということは当時の実態としてほとんどなかったと思いますので、その辺は今のままでいいのか、それともそれも今回検討する必要があるのか、その辺の考え方の整理を教えてくださいませんか。

取引指導課長 お答えいたします。今、齋藤委員からご発言があったように、保証のあり方が、メーカーだけではなくて量販店等での保証も今は出てきておりますので、そういうものも含めて、今まではいわゆるメーカーの保証書を対象として考えていたわけですが、そういう量販店等の保証もどういう形で考えるべきなのかということも含めて、保証表示のあり方の中でご検討いただければと考えてございます。

齋藤会長代理 もう一つ、条文の上では、「商品又はサービスごとに」とありますが、現在指定されているのは商品だけと考えていいのでしょうか。サービスについては、今回の検討の対象になると考えていいのでしょうか。

取引指導課長 条例の条文では、「商品又はサービス」という形で書いてございますが、これまでの指定商品は、いわゆる商品だけでございました。ただ、サービスにつきましても、今、消費者にとって大きな問題になってきておりますので、その保証のあり方について、これまでは商品だけでしたが、サービスにつきましても検討していただきたいと考えております。

齋藤会長代理 ありがとうございます。

鈴木(善)委員 33ページの指定の経緯や何かを見ますと、53年からいろいろなものがいろいろな形で指定されております。今後の保証表示を考える場合、べき論とかあるべき

姿というものを片や念頭に置くべきだと思うのですが、過去において、保証表示をめぐってこういう問題があったとか、これは消費者の皆さんあるいはメーカーの皆さん、こういうことが論点になったということが指定に当たっているいろいろあると思いますが、これは今後の議論の過程において紹介されていくものと考えてよろしいでしょうか。

取引指導課長 今ご質問がありましたように、消費者相談とか、そういうトラブル事例も含めてこちらとしては資料を提供させていただいて、ご検討いただきたいと考えております。

後藤委員 ただいまの質問にも関連すると思いますが、今まで指定されているものについての指定の基本的な考え方として、どのようなものについて指定しているのかということが何かありましたら、今後指定する場合に参考になるとと思いますので、よろしく願います。

取引指導課長 お答え申し上げます。これまで商品の指定等に当たりましては、それぞれの消費対策審議会でご審議をいただいておりますが、その中で、例えば前回の答申に当たって、その商品の選定に当たっての条件ですけれども、読み上げさせていただきますが、都民の消費生活に関連の深い商品のうちから販売に当たって保証書の添付が慣例化しているものであって、家庭への普及率が高いもの及び今後普及すると予想されるものを基準にしているという考え方に基づいて、これまでは商品の選定をしていただいたという経過がございます。

ただ、今回の18次の検討は、先ほどご質問がありましたように、いわゆる今までの商品だけではなくてサービス等も含めるといったときに、果たしてこういう選定理由だけで、いわゆるサービス商品が選定できるかどうかということもございますので、そういうことも含めて、今までの指定品目の選定基準だけにとらわれなくて、新たな基準もまた必要になってくるかと考えてございます。

原委員 たくさんの皆さんがいるときに少し整理させておいていただきたいと思います。先ほど齋藤委員がおっしゃられたことで、例えばパソコンや何かを対象に取り上げた場合に考えるのですけれども、一つは、例えば東芝から製品を買えば東芝の保証書が付いているのですが、これをビッグカメラで買うと販売店も3年とか5年という形で保証をつけてくれます。そうすると、この第17条の書き方を見ると、知事が指定して、事業者が守らなければならないという書き方になっていると、この場合の「事業者」はメーカーという感じがどうしてもしてしまうのですけれども、先ほどおっしゃったように、量販店とか販売

店もその対象で取り上げるとすると、この「事業者」は販売店も守らなければならないと  
してしまうと、結構強くなってしまって、メーカーも守らなければいけないし、販売店も  
守らなければならないという構図になってしまうのか、それとも、事業者だけがやってい  
れば、販売店のものはケース・バイ・ケースだからいいとするのか、販売店が守っていれ  
ば「事業者」は特になくてもいいのか。特に、最近では、パソコンであるかどうかにかか  
わらず輸入品も増えてくると、この「事業者」が販売店だけであってもいいのかどうかとい  
うあたりがよくわからないということ。

それから、33ページだけを見て判断しているので誤解していると恐縮ですが、ここ  
に、「保証書に表示すべき事項」ということで書かれているものは、メーカーの修理を  
することが基準で書かれているので、現在、量販店などで行われている保証は、故障した  
場合は交換する形のものが多くて、必ずしも修理ではないですね。そうすると、この「保  
証書に表示すべき事項」も量販店を入れると変わってくると思うのですが、そのあたりま  
で範疇に入れて検討することになるのでしょうか。もう少しその整理をしていただけたら  
と思います。

取引指導課長 お答え申し上げます。まず、17条で「事業者」という言い方をしてお  
りますが、これは、お手元にお配りしました冊子の「消費生活条例と私たち」の48ページに  
消費生活条例の条文を載せてございまして、その48ページの上のほうに「定義」第2条が  
ございます。この二で「事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう」  
ということで、「事業者」と言う場合は、メーカーだけではなくて販売業者等も基本的  
には範疇に入るという考え方で整理してございます。

ただ、条例で指定するに当たりまして、特に販売者等の義務付けにつきましては、いわ  
ゆるそれぞれの業界の意見も聞きつつ、自主的に可能な規制であって、消費者にとって一  
番メリットがある形、そういうものがどのあたりにあるのかということ、消費者の意見、  
事業者の意見、いろいろ踏まえてご検討いただいてご答申をいただきたいと考えてござ  
います。

今のご質問に関連いたしまして、お話がありましたように、例えばパソコンなどにつき  
ましては、中古のパソコンも今はマーケットとして広がってきております。そういう中  
で、メーカーは、新品については当然保証書を付けますが、中古のものについては、現在  
メーカーは保証書を付けてございません。パソコンに限らず、これから、中古品、再生品  
のようなものについて、どのような形の中で保証表示を考えるかということもあわせてご

議論いただければと考えております。

松本会長 品質表示の場合は、指定された商品・サービスについては義務になりますが、保証表示に関しては、指定された商品であっても保証書を添付しなければならないという義務付けではなくて、指定された商品で保証書が発行される場合には、これこれの事項を記載しなければならないということで、保証自体は任意の世界というところが普通の品質表示とは違うところです。その辺は少し注意しながら、しかも販売業者がやる場合とメーカーがやる場合とでまた違いが出てくるだろう。その辺を部会・小部会で十分に議論いただきたいと思います。

原委員 そうすると、保証するかしないかは事業者の任意であって、保証することを明示する場合にはこのことを守らなければならないというところは義務になるというわけですか。

松本会長 「表示すべき事項」については義務ですが、各事項の中身についてはまた任意といえますか、例えば保証期間を何か月にするか、何年間にするかなどは、保証する人がいろいろな事情を考慮して決めればいいのだけれども、期間はきちんと表示しなければならないとか、保証の内容についても恐らく、修理するか、取り替えるか、その辺は自由だと思いますが、その内容についてもきちんと表示しなさいということですから、かなり任意の世界だけれども、何が約束されているのかは、各事項に従って消費者が判断できる材料をきちんと出しなさいという構造です。

原委員 それから、中古品については、ISOのCOPOLCO（消費者政策委員会）でも検討が進められていて、パソコンなども念頭にあるのではないかと思いますので、資料を経済産業省から取っていただけたらと思います。

取引指導課長 わかりました。

佐野委員 中古品の件ですけれども、パソコンだけではなくて、ここにある洗濯機からすべて、環境のことを考えると、これからますます中古品が市場に出る可能性は高いはずですが。新品と中古品とを同じような形で保証するのでしょうか。それとも、また別にするのでしょうか。

取引指導課長 中古品の実態については、まだきちんとした調査もしていませんが、パソコンについて、秋葉原等で調べた限りでは、メーカーは保証書は付けてごさいません。先ほど会長からお話ございましたように、保証書の添付がある程度慣例化したものについて、今までの条例では、それらの商品についての保証書の事項について規定を定めてお

りますけれども、先ほど、こちらから話しましたように、いわゆるそれだけの保証書のあり方でいいのかということも含めて、保証表示のあり方全体の中で、中古品のことも含めて、ではどうすればいいのかということもご議論いただければと考えております。

迫田委員 ちょっとよくわからないのですが、条例の中で保証の定義はどこかにありますか。保証表示というか、保証そのものはどういうものでということが。つまり、例えば量販店などの場合の保証は、自分のミスで壊してしまっても何年の間は取り替える、そのかわり有料であるというようなもので、それも言葉上は「保証」と使っていますが、条例上は、「保証」はどのような定義になっているのでしょうか。

取引指導課長 条例上は具体的に規定してございません。ただ、東京都のほうで作成しております条例の逐条解説というものがございまして、その語句の説明の中で、保証表示についてはこのように定義しております。読み上げさせていただきますと、保証表示とは、必ずしも保証書の形態をとるものに限らず、広く保証をする旨が表示されているか、または、保証の語がない場合でも、通常、保証の対応として行われている修理、取替えする旨が表示され、それが保証と同趣旨と判断される場合にはこれらを含むという形で定義してございます。

松本会長 有料の保証と称するものはここに入るのか、それとも、それは別のメンテナンス契約という別のサービス契約の扱いなのか、いかがですか。

取引指導課長 現状では、別のものであると理解しておりますが、そういう理解でよろしいかどうかは少しご検討いただきたいと思います。

齋藤会長代理 先ほどご説明を聞いていて、もう一度議論の整理のために確認させてほしいのですが、会長がおっしゃったように、都の条例は、いわゆる品質保証をする場合の事項についてはこうしなさいと。しなければ、別に何ら記載事項についての義務付けはないという建前になっていますけど、神戸市の条例でしたか、これは指定した商品については必ず保証書を付ける、その中身はこう書けと、こういう規定があったと思います。その辺も今回の議論の対象になるのか。そうなると、条例の改正の問題が出てきますし、そこまでは守備範囲として今回の議論の対象にしないのか、その辺もどのように全体をお考えになっているのか、とりあえずの考え方を教えていただければと思います。

取引指導課長 お答え申し上げます。今、先生がおっしゃったとおり、神戸市では義務付けている規定が確かにございます。私たちが聞いている限りでは、最初の消費対策審議会では保証表示のあり方についてご検討いただくときに、民法上の問題整理の関係で、そこ

まではできないだろうというような審議会での結論を踏まえて今のような形での規定をしていると聞いております。ただ、50年代前半にそういう形でご議論をいただいて、それがずっとそのまま来ておりますので、そのようなことで今の社会経済状況の中でいいのか、あるいは、民法上までは条例でできないとかいうことも、そのあり方の中で再度整理をしていただければというようにも考えております。

大村委員 一つ前に戻りますけれども、先ほど「保証」の概念についてご質問がありました。条例の第17条では「保証表示」という言葉が使われておりますけれども、この「表示」についてはどのような概念規定がされているのでしょうか。今までは、保証書ということで紙に書かれたものが個別の顧客に渡されるという前提で議論しているような気がしますけれども、条例の文言だけを読むと必ずしもそうではなくて、店内に表示されているとか、あるいは、こういう条件が付いているということが何らかの形でアナウンスされているものも含まれるようにも見えるのでけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

取引指導課長 お答えいたします。表示についての考え方ですが、これも条例等では具体的に規定しておりませんで、先ほどご説明しました、東京都でつくっている逐条解説の中で、「表示」についてはこういう形で語句の説明をしております。本条例で言う「表示」とは、消費者に対し、商品・サービスの内容や取引条件などを文字等であらわすことを言うという規定をしております。

御船委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

1点は、消費者の、品質の保証表示に対するニーズはどのくらいあるのかということですが、これは、進めていく中でお示しいただけるだろうと思いますが、今の段階でおわかりになられたらちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、従来、品質等の保証表示に関しまして、17条の、事業者が守るべきものに対して違反したとか、あるいは指導したとかいう事例はあるのでしょうか。

取引指導課長 お答えいたします。保証書に対する消費者のニーズ、あるいは、消費者がどう活用しているかということについてでございますが、これまで品目の見直し等を何度が審議会でご審議いただいておりますが、消費者の意向、ニーズの調査はしてありませんでした。今回は、今、先生からご指摘があったような、消費者にとって保証書はどんな位置付けになっていて、どんなニーズがあるのかということも意向調査の中で調査したいと考えております。

2点目でございます。事業者に対する指導等でございますが、これまで指定した品目に

つきまして、毎年数点の商品を選びまして、保証書の状況について追跡調査をしております。例えば、最近の例ですと、補聴器について調査しまして、その中で、東京都が条例で義務付けている11の事項の幾つかが欠けているということで、そのメーカーに対して改善指導を行いました。そのような形で指導を行っております。

梶山委員 先ほど、「表示」の概念についてご説明いただいたのですが、そうしますと、文面からだけ推測しますと、ここにある表示の具体的な内容として、例えば広告物みたいなものもその「表示」の中に入ってくると解釈してよろしいのでしょうか。

取引指導課長 お答えいたします。今すぐ的確なお答えになるか自信がございませんが、いわゆる条例で規制するものとの兼ね合いでいくと、違うものと整理すべきかなと。ただ、先ほど、逐条の解説で「保証」の内容についてご説明申し上げましたけれども、それだけの規定というか、表示の内容の説明だと、広告との区分とか、そういうことが確かにきちんとできないのかなという気がしております。そういうこともあわせてこの審議会でご検討いただければと思います。

平野委員 今の関連ですけれども、広告と品質表示の内容が異なってはいけないですから、表示の仕方について、広告でも何でもいいからすればいいのではなくて、必ず書面を交付させるとか、店頭などの表示と食い違ってはいけないとか、そういったようなことも義務付けたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

松本会長 今の平野委員のご意見は、保証に関して、広告で保証するかのような文言が使われているという場合でしょうか。

平野委員 こういう効用があるとかいろいろ表示されていますよね。

松本会長 効用があるということは、保証表示とはイコールではなくて、品質についての表示は、広告とも一連の流れでしょうが、保証に限定すると、「保証します」ということを広告でうたっているケースも当然あるでしょうから、それが実際に添付されている保証書と違うという場合はあり得るかと思えます。

大村委員 細かな話になりますけれども、今の平野委員のご発言は重要なところだと思います。松本会長がお答えになりましたけれども、品質及び性質について記載している、充実しているということと、それを保証しているということはどう違うのかについてどこかで仕分けしておきませんか、限界が隠せないということではないでしょうか。

後藤委員 私も今の平野先生のご意見に賛成です。とりあえず、調べるときにあまり限定的にしない。一番限定的にすると保証書ということになるのですが、広告の中でも品質

とか性能を実質的に保証している内容のものがあると思いますので、そういうものも調査対象に含めた上で、後で保証書の内容と比べるという作業をする。そういう形で、広い資料収集をして、どこまでを取り上げるかという形で検討することが望ましいのではないかと思います。

原委員 確かに量販店の広告を見ると、「当店3年間保証」とかいう広告が大変多いです。見るときに私がいつも不思議に思うのは、商品がすごくたくさん掲載されていて、それを全部保証しているのかなとか、保証すると言っている内容は何を言っているのかということが広告を見る限りではよくわからない。ただ、大変多いことは確かなので、ぜひそれも検討の対象に入れていったほうがいいと思っています。

松本会長 それでは、部会・小部会で議論するときには、少し広めの視野からご検討いただいて、そして最終的に具体的にどういう方向で新しい保証表示を行うべきかという点をお考えいただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

それでは、今、さまざまなご意見をお出しいただきましたので、これらを参考にして、さらに新しい視点なども付け加えて、部会・小部会でご検討いただきたいと思います。

続きまして、「東京都食品安全基本条例（仮称）の制定に向けた基本的考え方について」ということで、健康局食品医薬品安全部長よりご報告をいただきます。

食品医薬品安全部長 健康局の食品医薬品安全部長の中井でございます。

お手元の報告資料をご覧ください。今、食品の安全・安心は都民の大関心事でございます。食品の安全確保は都政の最重要課題の一つでございます。今年度に入りまして、東京都では、食品安全情報評価委員会の設置や食品衛生自主管理認証制度の創設など、相次いで食品の安全・安心確保に向けた都独自の仕組みを構築してまいりました。あわせて、食品の生産から消費に至る各段階で、こうした安全行政を総合的に推進するために「東京都食品安全基本条例（仮称）」を制定することといたしまして、健康局を中心に生活文化局、産業労働局など関係局で検討を進めてまいりましたが、その成果といたしまして、去る8月15日に「東京都食品安全基本条例（仮称）」の制定に向けた基本的な考え方について公表いたしました。現在、年度内制定を目指して作業を進めております。

本日は、その「基本的な考え方」の概要につきまして、プレス発表資料によりましてご報告させていただきます。

まず、この「基本的な考え方」の位置付けでございますが、基本的な考え方は、都民を

はじめ関係者の意見を聴きながら、今後条例化を進める際の素材とし、都の考え方をまとめたものでございます。そういう意味で、これは条例案ではございません。まだコンクリートされたものではございません。その概要につきまして、条例の目的とポイントといたしまして4点に絞ってご説明いたします。

まず「条例の目的」でございます。これは当然のことながら、食品の安全を確保することにより現在及び将来の都民の健康を守ることでございます。

次に「ポイント」でございます。1点目が、食品の安全性に関する情報を収集し、科学的に分析・評価する「食品安全情報評価委員会」の設置でございます。ここでの評価結果は、都民への注意喚起や業界や国への働きかけ、さらには、次にご説明いたしますが、安全性調査・勧告など個別の施策に反映させるというものでございます。既に7月から、要綱に基づき先行して発足しておりますが、条例制定後には、条例の基づく知事の附属機関として、より実効性ある機関として機能させていきたいと考えております。

2点目に、法では対処できない課題に対処するため、都独自の未然防止措置を創設しようとする点でございます。これには二つございまして、一つ目が、知事の安全性調査・勧告制度でございます。食品による危害発生を未然に防止する観点から、食品の安全確保のために立入調査あるいは食品の提出など必要な調査を実施いたしまして、事業者には調査への協力義務を課すものでございまして、その調査結果は公表いたします。また、調査の結果、必要があると認めた場合、これは危害発生のおそれがあるような場合ですが、こういう場合には、事業者に当該食品の供給の停止、回収、製造方法の改善など必要な措置をとるべきことを勧告いたします。また、この勧告内容につきましても公表いたします。

次に自主回収報告制度でございます。これは、事業者が自主回収に着手したときに知事への報告を義務付けるものでございます。食品に起因する危害の発生、または拡大を防止するためには、事業者自らが違反食品等を迅速かつ適切に市場から排除する仕組みを構築するものでございます。東京都は、自主回収の情報をインターネット等で公表いたしまして、消費者への注意喚起、事業者への周知を支援するものでございます。

3点目に、生産から消費に至る各段階で総合的・計画的な施策の推進を図ろうとする点でございます。食品の安全を確保するためには、その生産から消費までの各段階で関係局が連携し合って施策を進めることが重要でございます。このため、この条例で食品安全推進計画を策定し、都の取組みを広く都民に公表したいと考えております。

4点目に、都民や事業者との理解・協力に基づいた安全対策を推進しようとする点で

ざいます。一つが、食品の安全確保のための事業者と都民の責務や役割を具体的に明示します。また、食品の安全性について、都民・事業者との共通認識を醸成するための取組みを盛り込みました。BSE発生時に見られた事業者と消費者、また、消費者と行政との情報のやりとりの不足によりまして、消費者が食品の安全性について、必要かつ十分な情報を持たなかったということがございました。それが風評被害につながったと言われております。8月運用開始の食品安全ネットワークといった試みなどの取組みを推進してまいります。以上が基本的考え方のポイントでございます。

詳細は、「基本的な考え方」という本文を付けてございますのでご参照ください。また、次のページに「考え方」を図示したものがありますので、あわせてご参照ください。

また、今後の予定でございますが、この「基本的な考え方」をもとにいたしまして、現在、知事の付属機関である東京都食品衛生調査会に諮問いたしまして、さらなる検討をお願いしている段階でございます。また、都民をはじめ関係者の意見をいただくために、パブリックコメント、これは8月16日から先週の9月12日まで行いました。それとともに、本日、消対審と全く同じ時間帯でございますが、現在、都民ホールで「意見を聴く会」を開催しているところでございます。これらのご意見等をいただきながら条例化を進めてまいります。

以上でございます。

松本会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご報告いただきました事柄につきまして、ご質問がございましたらお出しください。

鈴木(善)委員 一つだけ教えてください。「ポイント」の で、「法では対処できない課題に対応する」と書いていらっしゃるけれども、法では対処できない課題というのは、例えば具体的にどんな感じのことになりますか。

食品医薬品安全部長 基本的には、国が定める食品衛生法が挙げられると思いますが、食品衛生法では規格基準を定めたものに違反するもののみを対象として取り締まるわけでございます。そういった規格基準がないものが実際には結構あるわけございまして、そういったもので危険のおそれがあるものについて、都独自の制度で何らかの規制をしようとする。それが安全性の調査・勧告制度となります。いずれは国でも法制化されることが一番いいことですが、それまでの間ということでございます。

鈴木(善)委員 ありがとうございました。

梶山委員 これは決められていることかもしれないのですが、例えば「食品」の概念ですが、機能性食品とか健康食品とか、一般的な用語で「食品」と呼ばれているものがかなりございますけれども、これとは関係がないのですか。あるいは、関係していると考えてもよろしいのでしょうか。

食品医薬品安全部長 関係してございます。基本的には食品衛生法で定める「食品」でございしますが、もちろん、健康食品といっても、実際は薬事法で規制する場合がありますし、そのほかの健康増進法とかの対象になるものもあると思いますが、「食品」という意味では食品衛生法と全く同じとお考えになっていただきたいと思います。

松本会長 ほかにご意見ございませんか。

食品安全の問題は消費生活にとって極めて重要で、個体の生存維持という点で一番ベーシックな問題ですので、消対審が主として議論するというわけではございませんけれども、東京都としてきちんとした取組みを期待したいと思います。

それでは、まだ若干の時間がございしますので、その他消費者行政に関しまして、どのようなことでも結構ですから、この際何か一言ということがございましたら、どうぞご発言ください。

原委員 場違いな発言なのかもしれないのですが、内閣府のほうで消費者保護基本法の改正作業ということで、この9月末から始まるのですけれども、消費者保護基本法の中に、地方自治体の責務が国の責務と並んで入っています。もちろん、改正になってもこれは大きな柱として入ってくると思いますが、私が大変気にしているのは、地方自治体の消費者行政の格差で、都はすごく先進的に取り組んでいらっしゃるの認めるところですが、一方で、例えば大分県などは、そういう相談といいますが、実際の窓口が、表からは消費者センターが見えにくくなってしまっている状況があって、地域間格差を気にしています。そういう格差是正を何とかしなければいけないと考えているのですが、都として、ぜひこういうことを盛り込んでおいていただければ参考になるということがありましたら、私はぜひ、先進的に取り組んでいるところの責務として、積極的にかかわっていただけたらと思っております。

この場での発言でいいのかわからないのですが、意見として述べさせていただきます。

池山委員 原さんの意見に賛同します。私も消費者団体のところでも、検討委員会というものを設けて進めております。その中では、東京都の消費生活条例がとても役に立つ

ておりまして、やはり改正も含めて非常に先進的な役割を果たしているわけです。そういうときに、東京都が果たす役割は非常に大きなものがあると思いますので、消費者保護基本法の改正などに対して、どういう形で意見が東京都から発表できるのか、私もわからないのですが、やはりそういう中で精神的な役割を果たしている東京都として、何らかの形での発言といたしますか、それを期待いたします。

松本会長 今まで、基本法改正について何かご意見をお出しになりましたか。

消費生活部長 消費者保護基本法の改正が、言うなれば主な目標として、国生審の部会で審議が行われてきまして、中間報告の段階でも意見をお出しいたしました。

それから、今回は、最終報告を受けて、さらに法改正に向けての具体的な審議がこれから始まるということでございますので、東京都としての基本的な考え方をまとめると同時に、実は私は臨時委員としてメンバーに加わるようにという国のお話がございます、そういう立場でも発言の機会を与えていただきました。これまでも審議の中で、今、池山委員がご紹介いただきましたように、先進的な取組みということで都の条例の規定内容が、審議のたたき台といたしますか、審議に基づく資料として、例えば消費者の権利でありますとか、そういったものがどのように規定されているかもご紹介をいただいているわけなので、言うなれば、議論のベースが国生審の中でも取り入れられていますので、そういうことで東京都としての意見を積極的に国に申し上げていきたいと思っております。

松本会長 ほかにご意見、ご要望等はございませんか。

それでは、特にご発言もございませんでしたら、予定より若干余裕がございますけれども、本日の第1回の総会をこれで終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時50分閉会